

原子力災害時の避難計画等の点検について

1 令和3年8月に発生した自然災害を踏まえた避難計画の点検について

県は、令和3年8月9日からの大雨において、東通原子力発電所の原子力災害時の避難経路となる国道279号が通行止になり一部地域が孤立したことを踏まえ、県が平成28年3月に作成した「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」等や市町村が定めた避難計画の点検が必要と判断し、現在、点検作業を行っているところ。

なお、点検した結果は、必要に応じ「東通原子力発電所の原子力災害時における基本的考え方」等に追補することも念頭において作業を進めるものである。

【点検の主な視点】

- 自然災害に対する避難経路の安全性
 - 孤立するおそれのある地域の抽出
 - 代替避難手段の検討
- 等

2 避難計画点検による緊急時対応のとりまとめへの影響について

今回の点検は、住民防護措置対策をより充実するための一環として、「自然災害により道路等が通行不能な場合の対応」を、より具体化するために実施するものであり、既に作業部会において確認を得ている基本的考え方及び各市町村の避難計画に定める基本的な避難経路の変更を伴うものではない。

他方、基本的避難経路が使用できない場合の代替避難経路などについては、市町村の避難計画においても必要に応じ具体化できるよう、可能な限り早期に点検作業を進めることとし、その作業状況についても、本作業部会においても適宜情報共有していく。

また、本点検によらない避難行動要支援者の把握及び個別計画の策定並びに地域防災計画等の改訂に向けた取り組みについては、引き続き市町村と連携し、取組の促進を図っていく。

令和3年度青森県原子力防災訓練（原子燃料サイクル施設対象実動訓練）の実施について

1 目的

原子力災害対策特別措置法第28条において準用する災害対策基本法第48条の規定に基づき、国、県、六ヶ所村、原子力事業者等の関係機関と地域住民の参加・連携の下、原子力災害時における初動 対応、避難等の防護措置の対策を迅速・的確かつ総合的な各種訓練を行うことで、防災関係機関における緊急時対応能力の向上と、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施した。

2 実施時期

令和3年11月1日（月）（※一部訓練は10月29日（金）に実施）

3 訓練の基本方針

- （1）国、県、市町村、原子力事業者等防災関係機関における対応手順の確認・技術習熟
- （2）六ヶ所村避難計画に基づく住民防護措置訓練の実施
- （3）原子力防災に関する住民理解促進
- （4）新型コロナウイルス等の感染症を想定した訓練の実施
- （5）訓練で得られた教訓事項の計画等への反映

4 対象事業所

日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設（再処理施設）

5 実施場所

六ヶ所村内

6 訓練参加機関

六ヶ所村、消防機関、陸上自衛隊、海上保安庁、通信事業者、原子力事業者、（国研）日本原子力研究開発機構、（公社）青森県トラック協会、（公社）青森県バス協会、（一社）青森県タクシー協会、県、県警察本部 等（約30機関、約710名参加）

7 訓練の特徴

- ・六ヶ所村が「六ヶ所村原子力災害避難計画【原子燃料サイクル施設対象】」を策定後、初の原子燃料サイクル施設を対象とした訓練
- ・住民屋内退避訓練の実施（従前の取組拡充）
- ・新型コロナウイルス感染症流行下を想定した訓練の実施（継続）

8 訓練内容

別添1「令和3年度青森県原子力防災訓練 実施概略」及び別添2「令和2年度青森県原子力防災訓練（実動）訓練項目」のとおり。

令和3年度青森県原子力防災訓練（原子燃料サイクル施設対象） 訓練実施状況

